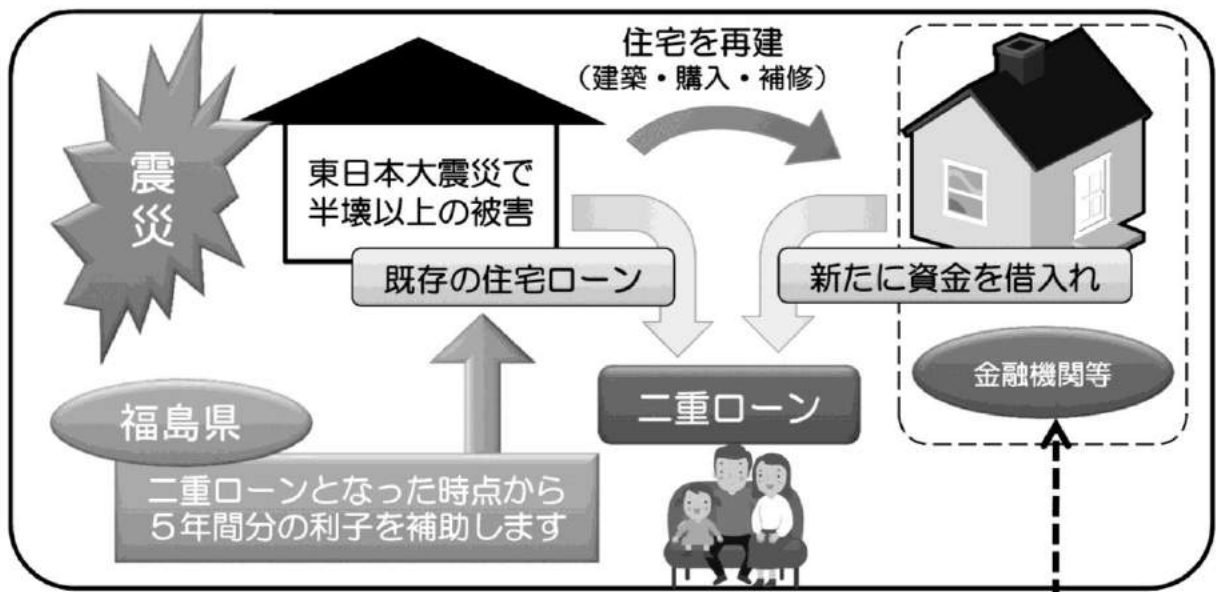


東日本大震災で住宅を被災された皆様へ

福島県住宅復興資金利子補給事業
(平成26年度版)

福島県内で住まいを再建される方に対し 二重ローンの返済を支援します

東日本大震災で被災した住宅にローンが残っている方が、新たな資金を借り入れて福島県内に住宅を再建等される場合、既存の住宅ローンの5年間分の利子相当額を補助します。



補助金(利子補給金)は、新たな資金を借り入れる金融機関等を通じてお申込みいただけます。
住宅ローンを取り扱う金融機関等にご相談ください。

補助の対象となる方

次の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 東日本大震災により自らが居住していた住宅が被災し、市町村から全壊、大規模半壊、半壊のうちいずれかの「り災証明書」の発行を受けた方。
- ② 平成23年3月11日の時点で、被災住宅に対し融資残高(複数の借入がある場合はその合計額)が500万円以上の既存住宅ローンがある方。
- ③ 福島県内に自ら居住するための住宅に対し、借入額(複数の借入がある場合はその合計額)が500万円以上の新規住宅ローンがある方。

補助額

新規住宅ローンを契約した時点の、既存住宅ローンの債務残高と利率等に基づき、元利均等毎月償還方式で算定した今後5年間分の利子相当額を、140万円を上限に一括交付します。

既存住宅ローンとは、住宅の建設、購入、増改築、補修を目的に融資機関から借り入れをした資金で、平成23年3月11日以前に金銭消費貸借契約を契約したものです。

新規住宅ローンとは、住宅の建設、購入、補修を目的に融資機関から借り入れをした資金で、平成23年3月11日～平成28年2月末に金銭消費貸借契約を締結したものです。

申込みの手続き

新規住宅ローンの借入金融機関等に交付事務に関する手続きを委任するだけで済みます

新たな住宅ローンを組んで二重ローンとなったら・・・

Step1 融資残高等証明書の入手

既存の住宅ローンを借り入れている金融機関等から、融資残高等証明書の発行を受けてください。

(発行依頼にあたっては新規の住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しを添付してください)

Step2 金融機関等への委任

次の書類を添付し、新規の住宅ローンを借り入れた金融機関等に委任状を提出してください。

- ① 市町村長が発行する「り災証明書」
- ② 既存の住宅ローンの借入金融機関等が発行した融資残高等証明書
- ③ 他の融資機関からも新たな住宅ローンの借入がある場合は、その金銭消費貸借契約書の写し(委任する金融機関等からの借入れだけで500万円以上となる場合は不要です)

※ 補助金(利子補給金)は、委任した金融機関等を通じて指定した口座に支払われます。

ご注意

○ 交付事務の手続きを委任できるのは、県と事務処理に係る協定を締結している金融機関等となります。委任可能な金融機関等や詳しい手続き方法については、県のホームページでご確認ください。

○ 融資残高等証明書及び委任状の用紙は、県のホームページからもダウンロードできます。

ホームページの検索方法

福島県二重ローン

検索

お問い合わせ先

被災者向け住宅相談窓口専用ダイヤル

024-521-7698

午前9時00分から午後5時00分まで(平日)

又は

福島県土木部建築指導課

電話 024-521-5764

FAX 024-522-6383